［削る］	［削る］	
八・九　［略］	八・九　［略］	
2～4　［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第六条　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に基づき適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。 **第六条の二**　海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもって法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。 一　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ以下に限る。）（記号　DC、単位　ミリメートル） 二　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ以下に限る。）（記号　DD、単位　ミリメートル） **第十四条**　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条及び第二十九条において同じ。））に提出しなければならない。	（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に基づき適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。 **第六条の二**　海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもって法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。 一　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号　DC、単位　ミリメートル） 二　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号　DD、単位　ミリメートル） **第十四条**　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長）に提出しなければならない。

八　第五条第一項第五十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充塡する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置	八　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充塡する場所及び当該ガスの充塡容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。
九・十　［略］	九・十　［略］
2～4　［略］	